

令和 7 年度

大阪狭山市自治会地区会連合会総会

日 時 令和 7 年 5 月 2 4 日 (土)

午前 1 0 時から

場 所 S A Y A K A ホール 2 階大会議室

令和6年度事業報告書

実 施 日	事 業 内 容
令和6年 5月11日	令和6年度総会 ・令和5年度事業報告及び令和5年度決算報告 ・令和5年度監査報告 ・令和6年度事業計画(案)及び令和6年度予算(案)
5月25・26日	市内一斉美化清掃
6月27日	役員会 ・令和7年度大阪狭山市自治会地区会連合会総会日程について ・役員の追加及び各種団体への参画に係る役割分担について ・連合会ホームページの作成について ・役員の追加についての会員への報告について
7月 2日	会員あて書面にて役員の追加について報告
10月3日	役員会 ・自治会地区会連合会ホームページについて ・令和6年度の事業について ・次年度の役員について（改選）
10月7日	会員あて書面にて自治会地区会連合会ホームページの追加機能について報告
12月10日	役員会 ・中学校区別ブロック会議について ・役員改選について
12月16日	美化清掃・加入促進助成金を各会員に振込
令和7年 1月12日	役員会

令和 7 年 1 月 2 8 日	南中学校区ブロック会議 ・自治会・地区会の活性化について（意見交換）
1 月 2 9 日	第三中学校区ブロック会議 ・自治会・地区会の活性化について（意見交換）
1 月 3 0 日	狭山中学校区ブロック会議 ・自治会・地区会の活性化について（意見交換）
3 月 2 8 日	大阪狭山市議会正副議長室開放事業 ・自治会運営の課題について

令和 6 年度審議会及び各種団体事業への参画につきましては別冊をご確認願います。

令和 6 年度決算報告書

収入の部			
科 目	予算額	決算額	内 容
繰越金	904,936	904,936	令和 5 年度からの繰越金
会費	390,000	390,000	10,000 円×31 地区 5,000 円×16 地区
負担金	80,000	0	研修会参加負担金
補助金	470,000	470,000	市補助金
助成金	600,000	600,000	美化清掃助成金 (250,000 円)
			日本赤十字活動助成金 (250,000 円)
			地域福祉活動助成金 (100,000 円)
雑入	64	783	預金利息等
計	2,445,000	2,365,719	

支出の部				
科 目		予算額	決算額	内 容
事業費	会議費	50,000	31,394	総会、役員会等の開催
	研修会費	150,000	0	講師謝礼等
	啓発宣伝費	800,000	536,114	啓発冊子の作成、ホームページ運用
	助成金	1,000,000	895,660	47 地区
	緊急時安否確認事業費	100,000	0	
	AED 貸出事業費	100,000	66,528	
	慶弔費	50,000	25,880	退会記念品等 (送料込み)
事務費	消耗品費	50,000	3,720	消耗品他
	通信連絡費	50,000	42,636	郵送料
各種協賛金等		10,000	10,000	狭山池まつり
予備費		85,000	0	
計		2,445,000	1,611,932	

収 入	2,365,719 円	
支 出	1,611,932 円	
差 引	753,787 円	<u>令和 7 年度へ繰越予定</u>

令和7年度事業計画書（案）

◆活動方針◆

- 1 自治会地区会連合会のあり方についての意見交換及び集約
- 2 安全・安心のまちづくり
 - ① 緊急時安否確認（カギ預かり）事業
 - ② A E Dの貸出事業
- 3 自治会・地区会への加入促進事業
- 4 研修会の開催
- 5 市内一斉美化清掃 5月24日（土）～25日（日）
- 6 総会及び役員会の開催
- 7 中学校区別ブロック会議の開催
- 8 コミュニティ・スクールへの支援
- 9 市行政が実施する審議会及び各種団体事業等への参画

◆活動方針◆

自治会・地区会は、わたしたち市民にとって、もっとも身近な存在として地域社会において重要な意義を持っており、地域の人々が安全で安心して暮らすためには無くてはならない重要な社会基盤として機能しています。

市当局にとっても、福祉、生涯学習、防犯・防災、環境、健康など様々な分野での関わりがあり、住みよい豊かなまちをつくるためには欠かせない組織であると考えます。

市内の自治会・地区会の多くは昭和に設立された団体です。時代が平成、令和と変わる中でも、ほとんどの自治会・地区会はやり方をほぼ変えることなく今日にいたっています。しかし、昨今の自治会・地区会を取り巻く社会環境の変化は著しく、特にコロナ禍による社会変化は大きな影響を及ぼし、自治会・地区会に対する見方が大きく変わってきており、その存在意義や役割に疑問を持つ人が増えています。

このような課題を解決する特効薬はありません。この現状を少しでも打開していくには、自治会・地区会の運営方法を時代の変化に対応させ、存続できるように市民や市役所職員の自治会・地区会に対する意識改革が必要です。これには自治会・地区会と市役所が一丸となって取り組んでいかねばなりません。

自治会地区会連合会では、市役所と連携し、新しい時代に対応できる自治会・地区会づくりを支援するため、近隣自治会・地区会同士の情報交換や交流の機会を提供し、連携・協力のできる体制づくりを進めます。さらに単位自治会・地区会では対応できない地域の枠を超えた課題にも、広域的に対応してまいります。

1 自治会地区会連合会のあり方についての意見交換及び集約

役員会や中学校区別ブロック会議を開催し、各自治会・地区会で抱える問題や行っている事業について意見を出していただき、課題や情報の共有を図ります。他団体の活動事例を知る事で今後の自治会・地区会活動の一助になればと思います。

今年度も情報交換を密にし、新たな課題についても洗い出しを行い、大阪狭山市とも議論を深め、互いに出来ることから取り組みを進めます。

<自治会・地区会の活性化について>

自治会・地区会は今、多くの課題を抱えています。特に深刻なのが、加入率の低下と担い手不足です。

役員の高齢化や担い手不足、活動に参加する人の固定化や高齢化、さらに活動のマンネリ化により参加者の減少を招き、それらが退会者の増加という悪循環が生じています。

大阪狭山市の自治会・地区会等の加入率は、平成23年度は約67%であったのが、令和5年度には約51%となっております。令和7年度は2年に1回の調査がございしますが、さらに低下すると予想され、加入率の低下に歯止めがかからない状況が続いています。

それに加え、3年にも及んだコロナ禍による活動の停滞で「入らなくても特に困らない」などの声も聞かれるなど、自治会・地区会離れが加速しているとの指摘もあり、自治会・地区会そのものの存続が危ぶまれる地域が増えているのが現状です。

このように地域コミュニティの希薄化が進むいま、地震などの災害時の対応や高齢者の見守り、子育て支援などの地域のつながりや共助の重要性はより増してきていますが、自治会・地区会がその受け皿になっていないのが実情です。

これらの重要な課題は単独の自治会・地区会では解決できません。各自治会長、地区長のみならずとともに、新しい自治会・地区会のあり方を検討し、どのようにすれば自治会・地区会の活性化につなげ、共助の仕組みを再構築することができるのかの議論をさらに深めてまいります。

2 安全・安心なまちづくり

① 緊急時安否確認（カギ預かり）事業について

大きな社会問題となっている孤独（立）死の発生を少しでも減少させるため、緊急時安否確認（カギ預かり）事業を大阪狭山市社会福祉協議会及び協力施設等の協力を得て実施しています。

また、この事業内容に対する理解を深めるため、自治会・地区会を始めとする関係者のみなさまを対象に研修会を行い、カギ預かり事業の事務手続きの進め方等についても説明してまいります。

「まだ自分は元気だし大丈夫だ。」という住民も多い中ではありますが、来るべき高齢化社会に備えてまいります。

② AEDの貸出事業について

自治会・地区会が行事等を行う際に利用するAEDを貸し出す事業を行っています。今後も自治会・地区会への周知を図り、危機管理室とも連携し、心肺蘇生やAEDの講習会を継続的に実施してまいります。

3 自治会・地区会への加入促進

大阪狭山市では、平成25年度に開発指導要綱を改正し、開発業者に対し、自治会・地区会の設立や自治会・地区会への加入について、市に協力することを盛り込んでおり、大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部、公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部のご協力をいただき、「自治会・地区会加入のススメ」を店舗に配置し、新規入居者・住宅購入者への配布を行ってまいります。

毎年全戸配布している「自治会・地区会加入のススメ」は、市役所市民窓口や公共施設に配置し、単位自治会においても加入促進に活用していただきます。

また、昨年度に開設したホームページの内容を充実させ、ICTを活用した自治会・地区会への加入促進のための啓発活動を推進してまいります。

4 研修会の開催

自治会・地区会の活性化やＩＣＴを活用した加入促進、カギ預かり事業、様々な課題解決に向けた研修会を実施します。

また、中学校区別ブロック会議においても必要に応じ研修会を実施します。

5 市内一斉美化清掃

毎年５月末に市内一斉美化清掃を実施しています。道路や側溝・家の周辺など、日頃行き届かない場所の清掃を実施し、ごみのないきれいな環境づくりと美しい街づくりをめざします。

今年度も、自治会地区会連合会では、この清掃活動が地域の良好な住環境と安全安心のまちづくりにつながるものと考え、市との協働事業として実施します。

6 総会及び役員会の開催

会則に則り、総会を年１回以上開催いたします。また、必要に応じて、役員会を開催いたします。

7 中学校区別ブロック会議

中学校区内の自治会・地区会で構成し、定期的に行なわれます。

校区内の自治会・地区会の情報交換を通して現状と課題を共有し、新しい自治会・地区会の在り方など、地域の課題解決に向けた取り組みを進めるために連携を図ってまいります。

8 コミュニティ・スクールへの支援

地域の未来を担う子どもたちの成長は、地域全体の夢と希望でもあります。本市内の全小中学校で導入された「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」は、学校と地域住民が力を合わせ、子どもたちのより良い環境づくりに取り組む「地域とともにある学校」をめざす取り組みです。コミュニティ・スクールを支援することで、学校を核とした地域の新しいつながりが生まれ、地域の人材が育ち、自治会・地区会にも活力が生まれ、地域の教育力の充実や様々な地域の課題解決にも繋がります。地域の声を活かし、学校と地域が一体となって取り組めるよう支援してまいります。

9 市行政が実施する審議会及び各種団体事業等への参画

市からの要請を受けて、各種会議に参加いたします。

令和 7 年度予算書（案）

収入の部		
科 目	予算額	内 容
繰越金	753,787	令和 6 年度からの繰越金
会費	385,000	10,000 円×31 地区 5,000 円×15 地区
負担金	80,000	研修会参加負担金（40 人×2,000 円）
補助金	460,000	市補助金
助成金	600,000	美化清掃助成金（250,000 円）
		日本赤十字活動助成金（250,000 円）
		地域福祉活動助成金（100,000 円）
雑入	213	利息他
計	2,279,000	

支出の部			
科 目		予算額	内 容
事業費	会議費	50,000	総会、役員会等の開催
	研修会費	150,000	研修会等の実施
	啓発宣伝費	700,000	啓発チラシ、ホームページ運用
	助成金	1,000,000	46 地区
	緊急時安否確認事業費	100,000	印刷製本等
	A E D 貸出事業	80,000	A E D レンタル料
	慶弔費	50,000	退会記念品等
事務費	消耗品費	30,000	消耗品他
	通信連絡費	60,000	郵送料
各種協賛金等		10,000	狭山池まつり
予備費		49,000	
計		2,279,000	

大阪狭山市自治会地区会連合会申し合わせ事項

◆開発事業の施行に係る

地元自治会長・地区長等への事前説明について

◎従来の自治会地区会連合会からの要望に基づき、市から施行業者に地元自治会長・地区長等へ事前説明の実施を指導

＜参考＞大阪狭山市開発指導要綱より抜粋 （平成 25 年 10 月 1 日に改正されたものです。）

第 1 章 総則

（事前協議等）

第 4 条

3 開発者は、当該開発区域の関係地区の代表者に対して開発に係る計画の概要を説明し、その結果を報告書（様式第 2 号）により速やかに市長に提出するものとする。

4 開発者は、開発についての計画を付近住民等に説明し、必要な協議を整えるように努めるとともに、その協議の経過報告書を市長に提出しなければならない。ただし、大阪狭山市開発事業に係る事前の手續及び紛争調整に関する条例（平成 25 年大阪狭山市条例第 9 号。以下「条例」という。）の適用を受ける開発行為については、この限りでない。

第 2 章 基本計画

（自治会等の設立等に係る協力）

第 7 条の 3

開発事業者は、開発区域内に建築した住宅の新たな入居者による自治会等の設立又は入居者の既存自治会等への加入について、市に協力するものとする。

※令和 7 年度からは、第 7 条の 3 の内容をより具体化するため、「開発事業者が行う自治会等加入促進の取組実施基準細則」を新たに規定。開発事業者に対して、既存自治会等への説明事項や新規入居者へ働きかける内容を示し、より一層自治会等への加入促進を図っていく。

大阪狭山市自治会等加入促進に関する連絡調整状況等報告書

大阪狭山市長 あて

(報告者)

住所(所在地):

名称(氏名)

開発事業者名

及び代表者氏名:

大阪狭山市開発指導要綱第7条の3の規定により、開発区域の住戸の新規入居者に対する自治会等加入促進に係る当該区域の既存自治会長等との連絡調整状況を報告します。

開発事業者が記入

物件	名称	
	所在地	
	種別	☐ 共同住宅等建設 ・ ☐ 戸建住宅建設を目的とした宅地開発
	工事完了予定日	年 月 日
	入居開始予定日	年 月 日
	住戸数	戸
連絡調整状況	連絡調整を実施した者	所属: 氏名: <u>開発事業者名</u> 連絡先:
	その他特記事項	

【既存自治会等が「新規入居者が既存自治会等へ加入すること」を希望する場合】

自治会等加入促進の取組に係る既存自治会等側の意向確認の結果を踏まえ、下記事項について誓約します。

誓約事項
大阪狭山市開発指導要綱第7条の3の規定により、当該開発に係る開発区域の住戸の斡旋時、新規入居者に対し、自治会等加入促進の働きかけを行います。 また、本件連絡調整を実施した者と住宅の斡旋を行う者が異なる場合においては、双方において連絡調整の内容を引継ぎ、住宅斡旋時に自治会等加入促進の取組が行われるよう配慮します。

【既存自治会等意向確認結果】

- ・上記内容について、説明を受けました。
- ・開発事業者が行う自治会等加入促進の取組に係る既存自治会等への意向確認について、
 - ☐ 新規入居者が
 - ☐ 「既存自治会等へ加入すること」を希望すること
 - ☐ 「開発区域の範囲で新たに自治会を結成すること」を希望すること
 - ☐ 開発事業者が行う自治会等加入促進の取組を希望しない

を伝えました。

自治会長・地区長が記入

連絡調整日 年 月 日

既存自治会等

団体名

〇〇自治会・〇〇地区会

氏名(自筆)

会長・地区長名を自筆で記入

大阪狭山市自治会地区会連合会会則

第1章 総則

第1条 本会は、大阪狭山市自治会地区会連合会と称する。

第2条 本会は、市内の自治会・地区会がお互いの交流と連帯感を深めるとともに、諸問題について自主的に話し合い、住み良いまちづくりを進めることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 住民相互のふれあいを図るための情報交換と連絡調整
- 2 住み良いまちづくりのための調査研究及び講習会の開催
- 3 市役所及び関係機関との連絡調整
- 4 その他、本会の目的達成に必要と認める事項

第2章 組織

第4条 本会は、自治会・地区会の代表者及び自治会・地区会の代表者が推薦する者(以下「会員」という)で組織する。

第3章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
幹 事	若干名
会計監査	2名

第6条 会長及び会計監査は、会員の互選とする。

- 2 副会長及び幹事は、会長が委嘱する。

第7条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、会務に参与し、予算、決算その他重要事項を審議する。ただし、幹事の内1名は、庶務及び会計事務を担当する。
- 4 会計監査は、本会の会計事務を監査する。

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

第9条 本会の会議は、総会、役員会及び中学校区別ブロック会議とし、総会は、年1回以上とする。

- 2 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

第10条 総会は、毎年原則として5月に開催する。ただし、役員会において必要と認めたとき又は会員の過半数から請求があったときは、臨時総会を開催しなければならない。

第11条 本会の会議は、会員の過半数の出席で成立する。

- 2 本会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会計

第12条 本会の運営は、会費及び補助金等をもって充てる。ただし、必要に応じ臨時会費を徴集することができる。

2 会費は、予算が確定した総会の翌日より起算して、30日以内に納入するものとする。

3 会費は、総会において決めるものとする。

第13条 本会の予算及び決算は、毎年4月に役員会の議決を経て総会に報告し、その承認を求める。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6章 雑則

第15条 本会則を変更する場合は、総会の議決を必要とする。

第16条 会長は、会員において本会の会則、規程、申し合わせ事項等を遵守せず、又は本会の目的を著しく阻害するような行為があった場合は、その者の会員としての処遇を役員会に諮り、決定することができる。

第17条 本会の事務局は、大阪狭山市政策推進部公民連携・協働推進グループに置く。

附 則

この会則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和55年5月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成5年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年5月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年5月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年5月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年5月13日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年5月21日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年5月14日から施行する。

大阪狭山市自治会地区会連合会慶弔規程

第1条 大阪狭山市自治会地区会連合会（以下「本会」という。）会員相互の親睦を図るため、この規程の定めるところにより慶弔の意を表すものとする。

第2条 前条の慶弔は次のとおりとする。

1 結婚祝

ア、会員が結婚する場合

祝金20,000円

2 見舞金

ア、会員が傷病のため入院（1週間以上）又は1ヶ月以上就床している場合

見舞金5,000円又は相当額の見舞金

イ、り災の場合

その都度本会役員会の合議により決定する。

3 弔慰

ア、会員が死亡の場合 香典20,000円

4 その他

ア、会員が本会を退会する場合

①10年以上在職していた者 30,000円相当の記念品

②7年以上在職していた者 20,000円相当の記念品

③5年以上在職していた者 10,000円相当の記念品

④3年以上在職していた者 5,000円相当の記念品

5 前各号に定めのないもの及び前各号の金額によりがたいものについては、その都度本会役員会の合議により決定する。

第3条 前条による慶弔の返礼は、一切行わないものとする。

第4条 この規程に定める慶弔に必要な経費は、本会の会計から支出するものとする。

附 則

この規則は、昭和59年1月28日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年5月13日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。